

千葉県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年4月11日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

施 術 者		施 術 所		追加年月日	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	丹下 愛奈士	(省略)	えすぺらんさ マッサージ 指圧院	千葉県若葉区 西都賀3-9-2 小山ビル3F-305	令和5年3月1日
変 更 後			フェリース 鍼灸院		
	西宮 秀彦	(省略)	いなげサポート 整骨院	千葉県稲毛区 小仲台6-18-1 稲毛パレス609 号	令和5年3月1日
変 更 後				千葉県稲毛区 小仲台8-22-11- 102	
	山本 博	(省略)	山本整骨院	千葉県稲毛区 宮野木町1652- 142	平成22年11月18日
変 更 後				千葉県稲毛区 宮野木町1652- 199	

(追加)

施 術 者		施 術 所		追 加 年 月 日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
鈴木 孝昌	(省略)	たかまさ訪問鍼灸 マッサージ	千葉県緑区鎌取町 2808-97	令和5年3月1日